

取締役の職務と責任

税理士 富山短期大学名誉教授
日専連専任講師 川中清司

取締役は、会社の経営を預かる重要な職務であり、その職責は重く、責任を果さなかった場合は、取締役個人に対しても損害賠償の請求や刑事上の罪も問われることとなります。

所有と経営の分離

株式会社は、株主が株を所有し、経営は取締役などが行う、いわゆる「所有と経営の分離」の原則があり、株主は株主総会で基本的事項を決議し、経営（業務執行）は総会で選んだ取締役たちに任せる仕組みとなっています。

総会で決める基本的事項とは、定款の変更や、合併、解散などの重要事項で、いわば、国の憲法改正にあたります。業務執行は、基本的事項以外の諸般の事務処理で、会社の具体的な経営を意味し、取

締役会で決定し職務を執行します。業務執行と代表取締役の監督

取締役の職務は、大きく分けて二つあり、その一つは、取締役会の構成員として、業務執行の決定に参加することであり、二つは、代表取締役の業務を監督することです。

取締役会は、具体的な業務の執行を代表取締役にかかせることは差し支えありませんが、その独断的な放漫経営となる弊害を防がねばなりません。そのため、次の四つの重要なことからの決定は代表取締役に任せることはできず、取締役会の決定が必要です（商法二六〇条）。

● 取締役が自己所有の財産を会社に売却し、会社から製品や財産を譲りうる

- 多額の借金
- 支配人など重要な会社の使用人の選任や解任
- 支店やその他重要な組織の設置や廃止

取締役会の法定決議事項

取締役会で決定すべきものとして、商法で定めている主なものは次のとおりです。

- 譲渡制限の株式の譲渡（二〇四条）
- 株式の分割（二二八条）
- 株主総会の招集（二二二条）
- 代表取締役の選任（二六一條）
- 新株の発行（二八〇条の二）
- 法定準備金の資本組み入れ（一九三条の三）
- 取締役の競業取引の認許（二六一条の三）
- 決算書（P/L、B/S、営業

報告書、利益処分承認（二八一条一項）

委任と善管義務、忠実義務

会社と取締役の間には「委任関係」が存在します（二五四条三項）。委任については民法六四三条以下は「善良なる管理者の注意を以て」委任された仕事をなすとされる義務を負い、「善管義務」と呼ばれています。

また職務を実行するためには、忠実に事処理する「忠実義務」を負います。

これらは、会社に対する義務であって、代表取締役に対するものではありません。取締役は、代表取締役に対しては、むしろ、その職務を監督する立場にあることの自覚が必要です。

取締役会は三月に一回必要 代表取締役の監督を

忠実義務については、商法（二五四条の三）に、「法令や定款に定められたことや、株主総会の決議を正しく守って、取締役としての職務を忠実に遂行する義務がある」と明記されています。

取締役は代表取締役を監督する義務がありますから、それを怠って、代表取締役の独断専行に任せっきりにして損害が起きたような場合は、善管義務や忠実義務の違反となり、損害賠償の責任を負わされます。

善管注意義務や忠実義務に反する例としては、次のようなケースがあげられます。

● 放漫経営をして会社に損害を与えた

● 取締役会に出席せず、代表取締役に任せっきりにし、結果的に会社の損害を招いた

● 会社の経営方針を誤って、事業の失敗を招いた

商法二六〇条三項には、特に「取締役会は三月に一回以上業務の執行の状況を取締役に報告することを要す」と定めています。

中小会社や同族会社では、経営

のすべてを社長や専務に任せきりで、長期間にわたって取締役会も開かれず、経営内容も審議していないといったところも多いようです。

しかし、業績が悪化したり、思わぬ役員の不正が起きた場合など外部から経営のずさんさを指摘され、取締役にその責任を問われることとなりますから、定期的に取締役会を開いて、先に述べた重要事項を決定するほか、会社の経営状況を把握することが必要で、残高試算表を見たり、主な契約や取引の内容を検討するなどして、会社の業務執行が適切に行われるように、取締役の職務を果さねばなりません。

名目だけの取締役も責任

取締役は株主総会で選任されて就任すれば、会社から「業務執行の決定」を委任され、それを受任したこととなり、責任をもってその職務を果たす義務を負います。

よく「頼まれて名義だけの取締役にになったのだから、本当の責任は負わない」という人がいますが、いったん、取締役となり登記された以上は、その責任をまぬがれることはできませんから、そ

れなりの対処が必要でしょう。

ただ、会社における地位や関係、就任の事情などを考慮して代表取締役の監督義務の違反が悪意・重大過失にあたらず、損害賠償との因果関係がないため、責任を否定された裁判例もあります。

競業の禁止義務

取締役個人が、会社と同じような取引をする場合は、会社の利益を害するおそれがあるので、予め取締役会にその事実を明らかにして承認を得なければなりません。

取締役は会社運営や商取引のいろいろな情報を手に入れることができる立場にあり、それを個人的に有利に活用して利益を得ようとして、会社の利益を損ねることになりかねません。そこで、この規定が設けられて、これを「競業禁止義務」と呼んでいます。

承認された後も、競業取引をした取締役は、取引についての重要な事実を取締役に報告しなければなりません。

自己取引の制限

取締役が自分の会社と取引をするときのことを「自己取引」といいます。

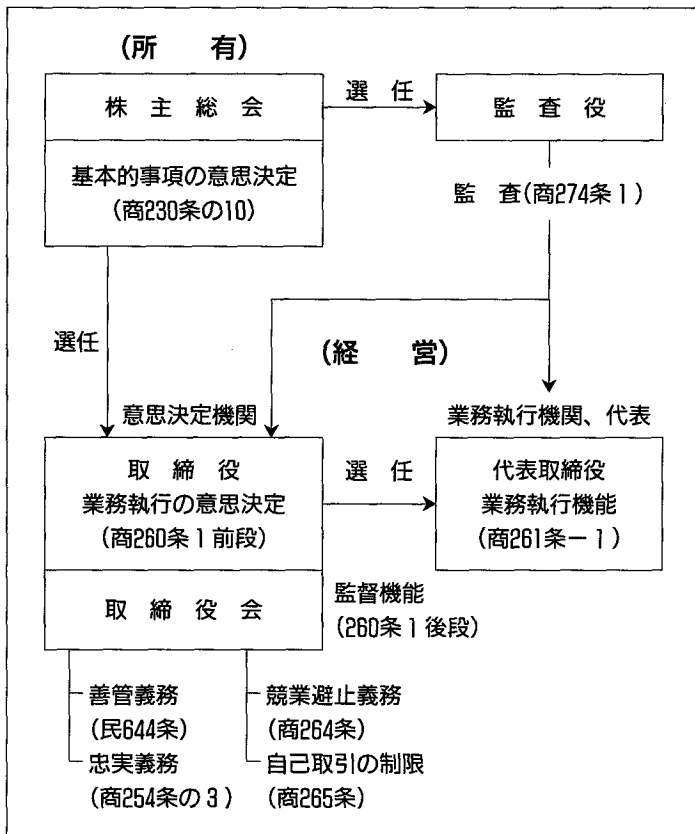
たとえば、取締役が会社の製品や財産を譲り受けたり、自分のそれらを会社に売ったり、会社から貸付を受ける場合には、個人の利益を大きくして会社の利益を害するおそれがあります。これを防ぐために、取締役会の承認を得ることが必要です。いわゆる「利益相反」に対して取締役は、個人の利益よりも会社の利益を優先しなければならぬ義務があります。

このほか、会社と第三者と会社の間で行われる行為のなかでも、結果的に取締役が利益を受ける場合もあります。たとえば、取締役Aが第三者Bから借入をして、会社がその保証をするといった行為についても、取締役Aと会社の間での自己取引として取締役会の承認が必要です。

取締役会での賛否の明記

会社が法令や定款に反するようなことをして会社が損害をこうむった場合、取締役は連帯して責任を負います（商法二六六条）。

取締役会の決議によって、それがなされた場合は、その決議に参加した取締役も責任を負いますし、その決議に賛成した取締役はその行為をしたものとみなされま



粉飾決算の責任

最近、不況の影響から、欠損

す。また、その決議に反対したことを議事録に記載させておかなかった者は、その決議に賛成したものと推定されます。

したがって、取締役は議案の審議にあたっては、法令や定款に違反していないか、会社の利益を害することがないかを慎重に考えて決断することが必要です。

の会社が多くなりましたが、金融機関からの借入や取引の審査のため、利益があるように決算書を粉飾するケースもみられます。

会社が長期にわたり、しかも、多額の粉飾決算をしていた事実を知らなかった取締役は、重大な過失による監視義務の懈怠があったとして、第三者に対し責任を負わされる場合があります。

先にふれたように、取締役は決算書類を作成して、取締役会の承

認を受ける必要があります（商法二八一条一項）。この書類に虚偽記載をして、第三者がこれを信じて取引をして損害をうけた場合は、取締役はその責任を負うこととなります（商法二六六条の三第二項に具体的に明記されています）。

違法な配当は取締役が弁済

粉飾決算で架空の利益を計上し、違法な配当をした場合は、配当そのものが無効とされますので、配当を受け取った株主に、返還を求めることができます。しかし、事実上は回収が困難とみられるので、まず取締役が会社に対して弁済しなければなりません。

利益供与は刑事責任と民事責任

総会屋などの不当な利益要求を排除するために、会社は誰に対しても、株主の権利の行使に関連して利益を供与することを禁じています（二九四条の二）。

この規程に反して利益供与したときは、刑事上の責任を問われます（商法四九七条）。これについては、後の「利益供与の罪」を参照ください。また、取締役は供与した額を会社に弁済しなければなりません。

ません。

会社の資本を充実し維持する責任

発起人や取締役は、資本の額に相当する財産が会社に出され、維持する責任があります。

この制度は資本金の額よりも財産が下回るのを防ぐための制度で、会社の債権者を保護するために設けられたものです。

取締役の刑事責任

株式会社は経済社会にとって大きな役割を持っています。会社の経営を担うのは取締役であり、運営の権限が大幅に委ねられています。そのため、商法では取締役に對する責任を重視し、第七章には違反した場合の厳しい罰則を設けています。その主なものは次のとおりです。（以下、商法条文）

●特別背任罪（四八六条）

最近のニュースで、ダスキンの元会長がミスタードーナツの景品発注に絡み、広告会社に関発費名目で約一億八〇〇〇万円を不正提供し、特別背任の容疑で逮捕されたと報道しています。

取締役が自己または第三者の利益を図ったり、会社に損害を与え

る目的で、任務に背き会社の財産に損害を与える行為をしたときの罪で、刑法の背任罪よりも重く一〇年以下の懲役または一〇〇〇万円以下の罰金となります。

●会社財産を危うくする罪(四八九条)

株式払込責任の免脱、違法な自己株取得、違法配当、営業の範囲外での投機取引に会社財産を支出することなどの行為の罪。五年以下の懲役または五〇〇万円以下の罰金が科せられます。

●不実文書行使罪(四九〇条)

株式や社債の募集のとき、たとえば、株式申込証、目論見書などに虚偽の記載をした文書を使用する行為。投資家に大きな損害を与えるので罰則は厳しく、五年以下の懲役または五〇〇万円以下の罰金。

●預金の罪(四九一条)

株金の払込みの仮装行為。株式払込が確実になされるように、取り扱い金融機関の保管証明が必要であり、仮装した場合には金融機関も同じ刑罰を科せられ、五年以下の懲役または五〇〇万円以下の罰金。

●株式の超過発行の罪(四九二条)

(二)

発起人や取締役が発行予定数を超えて株式を発行する行為。五年以下の懲役または五〇〇万円以下の罰金。

●取締役の汚職の罪(四九三条)

職務に関して不正に依頼されて財産上の利益を受けたり、要求したり、約束したりすれば、収賄罪となり、五年以下の懲役または五〇〇万円以下の罰金。反対に、謝礼を与えたり約束した方は贈賄罪となり、懲役三年以下か三〇〇万円以下の罰金刑となります。

●会社荒らし等の贈収賄罪(四九四条)

たとえば、株主総会での発言や議決権の行使などについて、不正な依頼によって財産上の利益を受け取るなど、いわゆる賄賂の行為を罰するものです。

●会社荒らしとは総会屋のことで、総会荒らし、特殊株主などと呼ばれる、わずかな株式を手に入れて株主となり、総会の前に会社側に金品を要求して応じなければ議事

を妨害する野党総会屋や、応ずれば、正当な株主の発言を妨げて議事進行に協力する与党総会屋があり、暴力団とのつながりを持つ者もみられます。

株主総会での発言をめぐって総会屋に金銭を贈って買収した方は贈賄、受け取った方は収賄となり、前条と同じ刑量が科せられます。

●利益供与の罪(商法四九七条)

株主の権利行使に関して、財産上の利益を提供し、または受け取る行為。この条文は総会を排除するために、特に、昭和五十六年の商法改正で設けられた「株主の権利の行使に関する利益供与(二九四条の二)」の規定に比べた罰則で、懲役五年以下または五〇〇万円以下の罰金となります。

経営判断の誤りの責任

十分な検討あれば責任問わない「経営判断の原則」

経営者は経営方針を立てるに当たっては、予測困難な情勢の中で経営判断を行い、不確定な未知の要素の中で決断を迫られます。

その結果として、会社に損害をもたらした場合、取締役は法律的にその損害の責任を問われるのかどうか。たとえば、取締役が経営

方針を誤って会社が倒産した場合、どのような責任があるのでしょか。

もし責任を問われれば、経営が萎縮して積極経営ができなくなり、問われないうれば、経営態度がずさんになるといったジレンマがあります。

結論から言って、そのときの判断が合理的な選択の範囲内にあれば、裁判所が事後的に経営判断の当否について介入して、忠実義務違反や善管義務違反として、責任を問うべきではないということが考えられ、これを「経営判断の原則」と呼んでいます。

合理的な選択にもとづいた判断であるかどうかは、

●十分な調査を行って必要な情報を収集したか

●判断に当たって検討すべき事項を十分に検討したか

●利害関係の考慮などもふくめて検討したか

といった内容からみて、明らかに不合理なものでない限りは、義務違反の責任は問われないこととされています。

取締役はこうした責任を十分に自覚して、日頃の職務に当たる必要があります。